

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会（第3回） 概要

日 時	平成 29 年 1 月 6 日（金） 17:30～19:15	
場 所	教育委員会会議室（関内駅前第一ビル 3 階 302 会議室）	
出席者	教育委員会事務局委員	小林教育次長、高倉総務部長、小椋教育政策推進等担当部長、魚屋教職員人事部長、上田施設部長、長谷川指導部長、奥田国際教育等担当部長、前田北部学校教育事務所長、小林職員課長、市川教職員人事課長
	関係局委員	松浦泉福祉保健センター担当部長、鈴木総務局コンプライアンス推進室長、田山市民局市民情報室長、細野こども青少年局こども福祉保健部長、本吉健康福祉局生活福祉部長
欠席者	なし	

議事概要

(1) 前回からの継続議論

前回会議から継続して検討を行うため、議論の整理を行った。

(2) 質疑応答・意見交換

各委員より主に以下のテーマに関して質疑・意見があった。

《主な議論のテーマ》

再発防止検討委員会の進め方について

- 再発防止策を検討するうえで必要があれば、報告書をまとめるために第三者委員会が作成したヒアリングなどの資料を出席者の中で共有する。

児童理解について

- いじめ等の問題が生じた際の学校現場での記録については、研修等で丁寧に取り組むように指導しているが、市全体として統一された基準や様式があるわけではない。
- 個々の教諭から情報が出てこない、学校として組織で対応できない。気づいたことは、記録を的確に取ることができるような統一的な基準や判断基準を作っていく必要がある。
- 学校の組織風土という点で言えば、検討プロジェクトの中で小学校と中学校の違いが指摘されている。具体的には、中学校では教科ごとに違う教員が担当しているため、チームとしての対応が比較的取られやすい。生徒指導専任教諭も居る。教科担任制なので複数の目も届く。これに対して、小学校では、児童支援専任教諭の歴史が浅く、組織的に取り組む体制が中学校に比べて整っていなかった。
- 今回の件で、担任や児童支援専任教諭、副校長等が個々に対応したことが指摘されている。特にいじめ問題等への対応の際に中心となる児童支援専任教諭が、授業を受け持ちながら児童支援専任としての役割も果たすことになっているため、必要な場面で十分に関われなかったことも考えられる。

#### 教育委員会関係部署と関係機関との連携について

- 教育委員会として、学校長だけでなく、担任や児童支援専任教諭が方面別学校教育事務所に相談しやすいような環境を整える必要がある。
- 学校だけで解決することが困難な案件である場合に、教育委員会事務局や学校教育事務所から指導主事や専門家を派遣する必要がある。今回も学校カウンセラーが、関わっているが、どのタイミングでどんな人材が学校を支援するのが効果的なのか検討し、その体制を整える必要がある。

#### 教育委員会内での児童生徒支援体制の確立について

- 保護者や児童が周囲から孤立しないように、学校や教育委員会事務局が地域や行政機関などの協力を得て、支えていく必要がある。セーフティネットを作っていくということが重要だ。

#### 再発防止策の検討について

- 虐待案件などでは、ソーシャルワーカー等による対応が行われている。いじめ等についても、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等、教員以外の専門家による対応を進める必要がある。
- 今回の件では、現場の教職員への負担が大きかったのではないかと感じた。特定の担当者だけに任せるのではなく、組織としてフォローする体制を作ることを考えるべき。
- 福祉の世界では、日ごろから多くのケースカンファレンスを行うことで、職員が経験を蓄積し力を付けてきている。学校教育事務所もケースカンファレンスに加わり議論する仕組みがあってもよい。
- 事務的な作業量が増えるなど、教員の負担になるような対処法はふさわしくない。

#### いじめ調査方法のあり方・調査結果の公表のあり方について

- いじめ重大事態であるか学校だけでは判断がつかない事例について、弁護士などの専門家が学校を支援するなど、仕組みを充実させる必要がある。
- 情報公開については、個人のプライバシーはきちんと守ることを前提に、基本的には公表していくというスタンスでいく必要がある。
- 福祉の分野では、ケースファイルを作成しているが、本人からの請求があれば開示を基本としている。しかし、この場合他機関へ影響するような記述や、一種の「判断」を示した部分は黒塗りする場合もある。参考にすべきである。

#### (3) その他

- ・ 1月13日（金）17:30 から第四回検討委員会を開催する。

以上